

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び予定数量

県営住宅火災警報器 11,473 基

(2) 予定数量の内訳及び納入場所

予定数量の内訳及び納入場所は、次のとおりとする。なお、詳細は入札説明書による。

ア 平成 18 年度調達分 3,847 基

(ア) 東部地区 18 団地 1,841 基

(イ) 中部地区 8 団地 627 基

(ウ) 西部地区 3 団地 1,379 基

イ 平成 19 年度調達分 3,817 基

(ア) 東部地区 24 団地 1,794 基

(イ) 中部地区 12 団地 707 基

(ウ) 西部地区 18 団地 1,316 基

ウ 平成 20 年度調達分 3,809 基

(ア) 東部地区 15 団地 1,871 基

(イ) 中部地区 9 団地 635 基

(ウ) 西部地区 10 団地 1,303 基

(3) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(4) 納入期間

契約日から平成 21 年 3 月 31 日(火)まで

(5) 入札方法等

入札書に記載する金額は、県営住宅火災警報器 1 基当たりの単価（取付費その他の諸経費を含む。）とする。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が機械器具類の諸機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 18 年 11 月 17 日（金）午後 5 時までに 4 の(1)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成 18 年 10 月 31 日（火）から同年 12 月 12 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競

争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部庶務集中局物品調達室
電話 0857-26-7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年10月31日（火）から同年11月10日（金）までの午前9時から午後5時までの間に交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成18年11月10日（金）午後2時
鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁第2会議室（鳥取県庁本庁舎地階）

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年12月12日（火）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）
鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁第2会議室（鳥取県庁本庁舎地階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年11月24日（金）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関し、3の契約担当部局から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額に1の(1)の予定数量を乗じた金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額に1の(1)の予定数量を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 11,473 Fire Alarms for Prefectural Housing

(2) November 24, 2006 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 12, 2005 2 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders

December 12, 2005 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services , Bureau of Finances and Accounts , General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7432